

お得ネットひかり電話サービス契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

- 1 当社は、この「お得ネットひかり電話サービス契約約款」（以下「約款」といいます）を定め、これに従いお得ネットひかり電話サービス（以下「本サービス」といいます）を本サービスの利用契約者（以下「本サービス契約者」といいます）へ提供します。
- 2 本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます）は、この約款の各条項の定めに従うものとします。

第2条（通知の方法、約款の変更）

- 1 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。
- 2 この約款は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この規定の各条項および別紙等に記載の期間・金額その他の条件については、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更し、かつ当社が、前項に従い、効力発生日までに本サービス契約者に周知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができ、変更後の約款が適用されるものとします。

第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3. 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの。
4. 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの
5. 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
6. 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
7. お得ネットひかり電話サービス取扱所	(1) お得ネットひかり電話サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりお得ネットひかり電話サービスに関する契約事務を行う者の事業所
8. 相互接続点	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社とそれ以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（日本電信電話株式会社が日本電信電話株式会社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（日本電信電話株式会社が協定事業者（日本電信電話株式会社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第29条第11項に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）
9. 接続契約者回線	お得ネットひかりサービスの契約をしている回線
10. 利用回線	本サービスを利用するための電気通信回線
11. 契約者回線	本契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線
12. 接続契約者回線等	(1) 接続契約者回線 (2) 利用回線 (3) 契約者回線
13. 回線収容部	契約者回線を収容するために通信事業者が設置する電気通信設備
14. 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
15. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
16. 協定事業者	日本電信電話株式会社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
17. 相互接続通信	相互接続点との間の通信
18. 契約者回線等	(1) 接続契約者回線等 (2) 相互接続点

第2章 本サービス

第4条（本サービスの種類）

本サービスは、東日本電信電話株式会社、または西日本電信電話株式会社（以下「通信事業者」という）が提供する音声利用IP通信網サービスを利用したサービスであり、次の種類があります。

- ・お得ネットひかり電話
- ・お得ネットひかり電話プラス

第5条（本サービスの提供区域）

本サービスは、通信事業者が提供する音声利用IP通信網サービスの提供区域において提供します。

第3章 契約

第6条（契約の単位）

- 1 当社は、本サービス1回線ごとに1の契約を締結します。
- 2 本サービス契約者は1の契約につき1人に限ります。

第7条（契約申込の方法）

本サービスの申込みをするときは、契約事務を行うお得ネットひかり電話サービス取扱所からの案内にしたがって当社所定の方法で手続きを行っていただきます。

第8条（契約の成立）

- 1 本契約は、新たに契約者となる者（以下「利用申込者」といいます）が、この約款を本契約の内容とすること、かつこの約款での取引に合意のうえ当社所定の方法により申し込みをし、当社が審査を行い所定の方法で所定の事項を利用申込者に通知したときに、当該申込みの承諾があったものとして成立するものとします。なお、申し込みにあつた条件についても、この約款が適用されるものとし、また当社へ申込みいただいた後の撤回・取消はできないものとします。
- 2 利用申込者は、契約を申し込むにあたり、次の各号に掲げる事項を表明し保証するものとします。
 - (1) 当社に届け出た事項に虚偽、不足がないこと
 - (2) 本契約を申し込む正当な権限を有し、当該権限の範囲内で申し込みを行うこと
 - (3) 過去にこの約款に違反し、利用停止・解除等の処分を受けたことがないこと
- 3 当社は、本条第1項の審査の内容について利用申込者に開示することはありません。
- 4 当社は、この約款を当社ホームページへの掲示その他当社所定の方法により、利用申込者が予めその内容を知る機会を確保するものとします。

第9条（契約者回線番号）

- 1 本サービスの電話番号（以下「契約者回線番号」といいます）は、1の回線収容部又は1の利用回線ごとに通信事業者が定めます。
- 2 本サービス契約者は、接続契約者回線に係る終端の場所又は利用回線の契約者回線番号について変更の申込みを行うときは、その内容について当社に届け出ていただきます。
- 3 前項の届出又は利用回線の移転等により、その回線収容部又は利用回線について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更の手配を行います。
- 4 前項に規定するほか、通信事業者の技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの契約者回線番号を変更することがあります。
- 5 前2項の規定により、本サービスの契約者回線番号を変更する場合には、当社は、予めそのことを本サービス契約者に通知します。

第10条（請求による契約者回線番号の変更）

- 1 本サービス契約者は、迷惑電話（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。）又は間違い電話（現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。）を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、当社所定の方法により当社へその変更の請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

第11条（細目の変更）

- 1 本サービス契約者は、細目の変更の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

第12条（本サービスの利用の一時中断）

当社は、本サービス契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（本サービスに係る契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第13条（本サービス利用権の譲渡）

本サービス契約者は、本サービスの利用権を譲渡できないものとします。

第14条（本サービスの利用契約の解除）

- 1 本サービス契約者は、その契約を解除しようとするときは、そのことを お得ネット！ 光サービス取扱所に所定の方法により通知していただきます。
- 2 第18条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された本サービス契約者が、なおその事実を解消しないとき、当社は本サービスの契約を解除することができるものとします。
- 3 当社は、本サービス契約者が第18条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず本サービスの利用を停止しないで本契約を解除することができるものとします。
- 4 本サービス契約者がお得ネット！ 光サービス契約約款に基づき、その契約を当社から解除されたときは本サービスの契約も当然に解除されるものとします。
- 5 本サービス契約者に次に定める事由のいずれかが発生した場合、当社は本契約を催告なく解除できるものとします。この場合、本サービス契約者は期限の利益を失い、直ちに本契約に基づき料金等を当社に支払うものとします。
 - (1) 支払停止または支払不能に陥ったとき、その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をしたとき
 - (5) 第8条第2項（利用申込者の表明保証）に違反したとき
 - (6) 料金（遅延損害金を含む）の全部または一部の支払を遅滞または支払を拒否したとき
 - (7) この約款に違反し催告後も是正しないとき
 - (8) 死亡、行為無能力者または制限行為能力者となったとき
 - (9) 当社に届け出られた連絡先と連絡がとれないとき
 - (10) 監督官庁から営業許可の取消・停止等の処分を受けたとき
 - (11) 本サービス契約者若しくはその役員および従業員に、総会屋、暴力団、暴力団員またはこれに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）が存在するとき、若しくは名目の如何を問わず、本サービス契約者若しくはその役員および従業員が反社会的勢力の維持・運営若しくは関与し、または意図して反社会的勢力と交流をもっているとき
 - (12) その他当社が本サービス契約者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき

第4章 付加機能

第15条（付加機能の提供）

当社は、本サービス契約者から請求があったときは、料金表第3表(3)に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等、当社または通信事業者の業務に遂行上支障があるとき、又は本サービス契約者が警察機関から当社に対して特殊詐欺に関係があるとして付加機能の提供の拒否要請を受けたものと同一であるとき、その付加機能を提供できないことがあります。

第16条（付加機能の利用の一時中断）

当社は、本サービス契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第5章 利用中止等

第17条（利用中止）

- 1 当社は、次の場合には本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 通信事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定の接続契約者回線等から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。）を発生させたことにより、現に通信が輻輳、または輻輳するおそれがあると当社がみとめたとき。
 - (3) 当社又は通信事業者が設置する電気通信設備の障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (4) その他当社または通信事業者が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第18条（利用停止）

- 1 当社は、本サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 通信事業者が規定する利用以外の用途に使用したと通信事業者が認めたとき。
 - (3) 警察機関から当社に対して特殊詐欺に利用された電話サービスの一部を停止する要請があったとき。なお、その場合、契約者回線番号が変更となる場合があります。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社から予めその理由、利用停止する日及び期間を本サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第6章 通信

第19条（相互接続点との間の通信等）

- 1 相互接続通信は、相互接続協定に基づき通信事業者が別に定めた通信に限り行うことができます。
- 2 相互通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、通信事業者が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。
- 3 当社は、国際通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、国際通信の全部または一部の利用を制限または中止する措置をとることがあります。

第20条（通信利用の制限等）

通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第21条（通信時間の制限等）

通信が著しく輻輳するときは、通信事業者により通信時間または特定の地域の回線等への通信の利用を制限することがあります。

第22条（国際通信の取り扱い地域）

国際通信の取り扱い地域は、料金表第4表（3）に定めるところによります。

第23条（契約者回線番号通知）

1 接続契約回線等から契約者回線等への通信について、契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。ただし、次の通信についてはこの限りではありません。

(1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信

(2) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている接続契約者回線等から行う通信（通信事業者が別に定める方法により行う通信を除きます。）

(3) その他当社が別に定める通信

2 前項の規定により、本サービスの契約者回線番号を着信先の回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の回線等が当社が別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。

4 当社は前2項にかかわらず、本サービスの利用回線から、電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者回線番号、氏名又は名称及びその利用回線に係る端末の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

5 当社は、前3項の規定により、本サービスの契約者回線番号等を着信先の回線等へ通知することまたは通知しないことに伴い発生する損害については、何ら責任を負いません。

第7章 料金等

第24条（料金及び工事に関する費用）

1 当社が提供する本サービスの料金は、手続き及び利用料金に関する料金とし、料金表第1表、第3表に定めるところによります。

2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、料金表第2表に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供する本サービスの態様に応じて、基本料金、番号使用料、付加機能使用料、及びユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料を合算したものとします。

第25条（利用料金の支払義務）

1 本サービス契約者は、この約款に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、本契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第3表に規定する利用料金の支払いを要します。

2 前項期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、本サービス契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、本サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払を要しない料金
1. 本サービス契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合又は接続契約者回線に係る電気通信サービスに起因する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、48時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻から48時間以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての月額料金を上限とし、当社と協議の上、決定された額。
2. 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての月額料金を上限とし、当社と協議の上、決定された額。
3. 回線収容部の変更に伴って本サービスを利用できなかった期間が生じたとき。（本サービス契約者の都合により、本サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金を上限とし、当社と協議の上、決定された額。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第26条（通信料金の支払義務）

1 本サービス契約者は、お得ネット！光電話回線から接続契約者回線等へ行った通信（その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が測定した通信時間と料金表に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2 本サービス契約者は、契約者回線等と通信事業者が定めるものの通信について、本サービスに係る部分と電話サービス、総合デジタル通信サービス又は特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る部分とを合わせて、当社が測定した通信時間と料金表第4表の規定に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

3 相互接続通信の料金の支払義務については、前2項の規定にかかわらず、本サービス契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

4 前3項の規定にかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 本サービス契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、本サービス契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第27条（手続きに関する手数料の支払義務）

本サービス契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表に規定する手続きに関する手数料の支払いを要します。ただし、その本サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。

第28条（工事費の支払義務）

1 本サービス契約者は、契約申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、本サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第28条の2（利用料金等の支払期日）

本サービス契約者は、この約款に基づき負担する料金、工事費等の支払債務につき、当社が別途指定する所定の方法（当社が本サービス契約者へ送付する請求書を含むがこれに限られない）に記載する支払期日までに、当社にこれを支払うものとします。

第28条の3（解約時の残債務の弁済）

本サービス契約者は、本契約の解約を希望する場合には、この約款に基づき負担する料金、工事費等の支払債務の残額の全て（以下「残債務」といいます）につき、当社に対し、本契約の解約手続きと同時に支払うものとし、ます。

第28条の4（事業者変更）

1 本サービス契約者が本サービスから通信事業者が提供するIP通信網サービスを利用した他社のサービス（以下「他社光コラボサービス」といいます）への契約変更（以下「事業者変更」といいます）を希望する場合には、第28条の2（利用料金等の支払期日）および第28条の3（解約時の残債務の弁済）の規定を適用するものとします。

2 本サービス契約者が、第28条の2（利用料金等の支払期日）および第28条の3（解約時の残債務の弁済）の規定のかわず、当社に対し残債務を弁済しない場合には、当社は、事業者変更に必要な番号（以下「事業者変更承諾番号」といいます）を発行しないことができるものとします。

3 前項の場合、本サービス契約者は、当社が事業者変更承諾番号を発行しないことにつき、異議がないものとします。

4 当社は、本サービス契約者が残債務の弁済を完了した場合には、速やかに事業者変更承諾番号を発行するものとします。

第29条（割増金）

本サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第30条（延滞利息）

本サービス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第8章 保守

第31条（本サービス契約者の切分責任）

- 本サービス契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 前項の確認に際して、本サービス契約者からの請求があったときは、当社は、本サービスの試験を行い、その結果を本サービス契約者にお知らせします。
- 当社は、前項の試験により当社又は通信事業者が設置した電気通信設備に支障がないと判定した場合において、本サービス契約者の請求により当社又は通信事業者が係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、本サービス契約者による派遣に要した費用を負担していただきます。この場合負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
（注）本条は、当社が定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

第32条（修理又は復旧の順位）

通信事業者の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、通信事業者が各機関との協議により定められた順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧されます。

第9章 禁止行為

第33条（営業活動の禁止）

本サービス契約者は、本サービスを使用して、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

第34条（著作権等）

- 本サービスにおいて当社が本サービス契約者に提供する一切の物品（この約款、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社及び通信事業者が定める者に帰属するものとします。
- 本サービス契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

第10章 損害賠償

第35条（責任の制限）

- 当社は、本サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又はその協定事業者の責めによりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます。）は、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、48時間以上その状態が連続したときに限り、その本サービス契約者の料金減額請求に応じます。
- 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から48時間以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限りです。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る月額基本料等の月額料を発生した損害とし、その額に限り賠償します。
 - 料金表第3表（1）（基本料金）に規定する基本料金
 - 料金表第4表（通信料金）に規定する通信料金（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
（注1）本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日以前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料金とします。
（注2）本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、通信事業者の規定に準じて取り扱います。

第36条（免責）

- 当社は、本サービス契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、本サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。
- 当社は、第17条（利用中止）、第18条（利用停止）、第47条（本サービスの廃止）に規定により本サービスの利用中止、利用停止並びに本サービスの廃止に伴い生じる本サービス契約者の被害について、一切の責任を負いません。
- サイバートロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、約款の規定外の事故であることから本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切の責任を負いません。（サイバートロとは、コンピュータネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータシステムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、予めそのことを本サービス契約者に通知します。

第11章 雑則

第37条（承諾の限界）

当社は、本サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

第38条（利用に係る本サービス契約者の義務）

- 本サービス契約者は、次のことを守っていただきます。
 - 故意に接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又は本サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
 - 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- 本サービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

第39条（利用上の制限）

本サービス契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

本サービス契約者が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうちの、当社のサービスの品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサープレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第40条（本サービス契約者氏名の通知等）

- 1 本サービス契約者は協定事業者（その本サービス契約者とは相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社または通信事業者がその本サービス契約者の氏名、住所および本サービスの契約者回線番号をその協定事業者に通知することがあることについて、同意していただきます。
- 2 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて、同意していただきます。
- 3 本サービス契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。
- 4 本サービスの契約者は、第18条（利用停止）第1項(3)で定める場合、当社がその契約者の氏名、住所、契約回線番号等を警察機関に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第41条（協定事業者からの通知）

本サービス契約者は、当社または通信事業者が料金の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金等を適用するために必要な本サービス契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第42条（電話帳への掲載）

- 1 本サービスの契約者回線番号、その契約者の氏名、職業等は通信事業者が、その定める電話サービス契約約款に基づき発行する電話帳（以下「電話帳」といいます。）に掲載されます。
- 2 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、通信事業者が提供する電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。これらの申込みは当社が取り次ぎます。
- 3 本サービス契約者は、前項に従い重複掲載の申込みを行い、通信事業者から承諾を受けたときは料金表第5表に規定する料金の支払を要します。

第43条（番号案内）

- 1 本サービスの契約者回線番号は、通信事業者が行う番号案内（以下「番号案内」といいます。）の対象となります。
- 2 番号案内に係る料金その他の提供条件は、通信事業者が定める電気通信サービス約款の規定に準じて取り扱われます。

第44条（番号情報の提供）

- 1 本サービスの契約者回線番号に係る番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（第42条（電話帳への掲載）または第43条（番号案内）の規定により電話番号掲載および番号案内を省略することとなったものを除きます。）をいいます。以下、本条において同じとします。）は、番号情報データベース（番号情報を収容するために通信事業者が設置するデータベース設備をいいます。以下この条に同じとします。）に登録されます。
- 2 前項の規定により登録された番号方法は、番号情報データベースを設置する通信事業者が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等に提供します。

第45条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第46条（本サービスの廃止）

- 1 当社は、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に本サービス契約者に告知いたします。

第47条（本サービスの変更等）

- 1 当社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスの内容の変更等を行います。ただし、本サービス契約者に不利な変更等の場合、当社は事前に通知をします。
- 2 当社は、事前に通知することで、本サービス契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を休止します。

第49条（お得ネット！光サービス契約約款の適用）

この約款に定めのない事項については、「お得ネット！光サービス契約約款」の規定に従うものとします。

第50条（その他）

- 1 当社および本サービス契約者は、本契約または約款の解釈に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。
- 2 前項の協議が整わなかった場合、本契約または約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 3 この約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

付則

この約款は2022年1月1日から適用します。

別紙 料金表【通則】

第1条（料金の計算方法等）

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金および通信料金は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日に本サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始等）があり、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止等があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日にチャネル数の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

第2条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第3条（料金等の支払い）

契約者は、料金および工事に関する費用（以下、総称して「料金等」といいます。）を掛け払い決済サービスにより支払うものとします。

- 1 契約者は、掛け払い決済サービスにより支払いを行うため、本サービスの料金等の支払い日、引落日等について株式会社ネットプロテクションズが定める規定および以下の事項に同意のうえ、所定の手続きを行うものとします。
 - (1) 掛け払い決済サービスは、法人・個人事業主を対象としたサービスです。
 - (2) 掛け払い決済サービスを選択された場合、当社が毎月末日に取りまとめた前各項に定める本サービスの料金等の情報に基づき、株式会社ネットプロテクションズが、翌々月第2営業日に、契約者にあてて請求書を発行いたします。
 - (3) 掛け払い決済サービスは、月額最大300万円までお取引可能です。
 - (4) 料金等のお支払は、請求書に記載されている銀行口座またはコンビニの払込票でお支払いください。
 - (5) 銀行振込を選択された場合、振込手数料は契約者にてご負担ください。コンビニでのお支払の場合、手数料は発生いたしません。
 - (6) 株式会社ネットプロテクションズの与信審査の結果によっては、掛け払い決済サービスをご利用いただけない場合があります。
 - (7) 当社は、株式会社ネットプロテクションズに対し、同社が請求書の発送、その他決済業務を実施するため、契約者からご提供いただいた個人情報（氏名・住所・連絡先等）を提供し、本サービス利用契約の締結後毎月末日に本サービスの料金等にかかる代金債権を同社へ譲渡いたします。

第4条（料金の一括後払い）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者に通知して、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第5条（前受金）

当社は、当社が請求することとなる料金等について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。なお、前受金には利息を付さないこととします。

第6条（消費税相当額の加算）

本規約の定めにより料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税相当額を加算した額とします。ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。

第7条（料金の臨時減免）

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の定めにかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

以上

別紙 料金表【基本料金、通信料金（国内）】

【お得ネットひかり電話】

1. 基本料金

(1) 基本額

※金額は税込表示です。

プラン	月額利用料
お得ネットひかり電話	550 円
お得ネットひかり電話プラス	1,650 円

(2) 付加機能使用料

付加機能	月額利用料
番号表示サービス	440 円
ナンバーリクエスト	220 円
キャッチ電話サービス	330 円
電話転送サービス	550 円
着信拒否サービス	220 円
着信お知らせメール	110 円
FAX お知らせメール	110 円
追加番号サービス「マイナンバー」	110 円
複数チャネルサービス「ダブルチャネル」※1	220 円
テレビ電話	無料
高音質電話	無料

(3) ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料

ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は合算にて請求いたします。

ユニバーサルサービス料（1 電話番号当たり）	総務省ホームページに公表のとおり ※1
電話リレーサービス料（1 電話番号当たり）	総務省ホームページに公表のとおり ※2

※1 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/

※2 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/

(4) 端末設備使用料

端末設備	月額利用料
お得ネットひかり電話対応ルータ	0 円
無線 LAN カード	330 円（税抜価格 300 円）

2. 通信料金（国内通話・通信）

項目	利用料	
お得ネットひかり電話への通話(3分)	8.80円（税抜価格 8.00円）	
NTT 東日本/NTT 西日本の加入電話、INS ネットへの通話 および 117（時報）・171（災害伝言ダイヤル）等への通話（3分）	8.80円（税抜価格 8.00円）	
他社固定電話への通話(3分)	8.80円（税抜価格 8.00円）	
携帯電話への通話（60秒）	17.60円（税抜価格 16.00円）	
他社 IP 電話（050 番号）への通話	グループ A(3分)	11.44円（税抜価格 10.40円）
	グループ B(3分)	11.55円（税抜価格 10.50円）
	グループ C(3分)	11.88円（税抜価格 10.80円）
PHS への通話	区域内(60秒)	11.00円（税抜価格 10.00円）
	～160k m(45秒)	11.00円（税抜価格 10.00円）
	160k m超(36秒)	11.00円（税抜価格 10.00円）
	上記通信料金のほかに通信 1 回ごと	11.00円（税抜価格 10.00円）
お得ネットひかり電話データ転送サービス～お得ネットひかり電話データ転送サービス対応機器からお得ネットひかり電話データ転送サービス対応機器へのデータ通信～（お得ネットひかり電話データ転送サービスを複数同時利用した場合等）	利用帯域 64Kbps まで(30秒)	1.10円（税抜価格 1.00円）
	利用帯域 64Kbps 超～512Kbps まで(30秒)	1.65円（税抜価格 1.50円）
	利用帯域 512Kbps 超～1Mbps まで(30秒)	2.20円（税抜価格 2.00円）
テレビ電話端末から FOMA への映像通信(60秒)	33.00円（税抜価格 30.00円）	
テレビ電話端末からテレビ電話端末への映像通信(3分)	利用帯域 2.6Mbps まで	16.50円（税抜価格 15.00円）
お得ネットひかり電話データ転送サービス、テレビ電話等を複数同時利用した場合(3分)	利用帯域 2.6Mbps 超	110.00円（税抜価格 100.00円）
お得ネットひかり電話・お得ネットひかり電話プラスの国際通話	※別紙【お得ネットひかり電話 国際通話料】に記載	

別紙 料金表【工事費】

【お得ネットひかり電話】

3. 工事費

※金額は税込表示です。

分類	サービス	提供種別	料金	
基本工事費	派遣	ひかり電話	4,950 円 (税抜価格 4,500 円)	
	無派遣	ひかり電話	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)	
交換機等工事費	基本機能	ひかり電話	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)	
	発信者番号通知の変更を行う場合	ひかり電話	770 円 (税抜価格 700 円)	
	お得ネット ひかり電話プラス	ひかり電話	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)	
	付加機能	番号表示サービス	ひかり電話	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)
		ナンバーリクエスト	ひかり電話	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)
		電話転送サービス	ひかり電話	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)
		キャッチ電話サービス	ひかり電話	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)
		迷惑電話おこわりサービス	ひかり電話	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)
		着信お知らせメール	ひかり電話	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)
		FAX お知らせメール	ひかり電話	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)
		追加番号サービス 「マイナンバー」	ひかり電話	770 円 (税抜価格 700 円)
		複数チャネルサービス 「ダブルチャネル」	ひかり電話	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)
		テレビ電話	ひかり電話	無料
高音質電話	ひかり電話	無料		
同番移行	ひかり電話	2,200 円 (税抜価格 2,000 円)		
機器工事費	設置費	ひかり電話のみ	1,650 円 (税抜価格 1,500 円)	
	設定費	ひかり電話のみ	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)	

以上

別紙

4. 国際通話

国名	国番号	通話料 (1分ごと)
アイスランド共和国	354	70円
アイルランド	353	20円
アセンション島	247	250円
アゼルバイジャン共和国	994	70円
アソレス諸島	351	35円
アフガニスタン・イスラム共和国	93	160円
アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)	1	9円
アラブ首長国連邦	971	50円
アルジェリア民主人民共和国	213	127円
アルゼンチン共和国	54	50円
アルバ	297	80円
アルバニア共和国	355	120円
アルメニア共和国	374	202円
アンギラ	1-264	80円
アンゴラ共和国	244	45円
アンティガ・バーブダ	1-268	80円
アンドラ公国	376	41円
イエメン共和国	967	140円
イギリス (グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国)	44	20円
イスラエル国	972	30円
イタリア共和国	39	20円
イラク共和国	964	225円
イラン・イスラム共和国	98	80円
インド	91	80円
インドネシア共和国	62	45円
ウガンダ共和国	256	50円
ウクライナ	380	50円
ウズベキスタン共和国	998	100円
ウルグアイ東方共和国	598	60円
英領バージン諸島	1-284	55円
エクアドル共和国	593	60円
エジプト・アラブ共和国	20	75円
エストニア共和国	372	80円
エスワティニ王国	268	45円
エチオピア連邦民主共和国	251	150円
エリトリア国	291	125円
エルサルバドル共和国	503	60円
オーストラリア連邦	61	20円
オーストリア共和国	43	30円
オマン国	968	80円
オランダ王国	31	20円
オランダ領アンティール	599、1-721	70円
ガーナ共和国	233	70円
カーボベルデ共和国	238	75円
ガイアナ共和国	592	80円
カザフスタン共和国	7	70円
カタール国	974	112円
カナダ	1	10円
カナリア諸島	34	30円
ガボン共和国	241	70円
カメルーン共和国	237	80円
ガンビア共和国	220	115円
カンボジア王国	855	90円
ギニア共和国	224	70円
ギニアビサウ共和国	245	250円
キプロス共和国	357	45円
キューバ共和国	53	112円
ギリシャ共和国	30	35円
キリバス共和国	686	155円
キルギス共和国	996	140円
グアテマラ共和国	502	50円
グアドループ島	590	75円
グアム	1-671	20円
クウェート国	965	80円
クック諸島	682	155円
グリーンランド	299	91円
クリスマス島	61	20円
グルジア	995	101円
グレナダ	1-473	80円
クロアチア共和国	385	101円
ケイマン諸島	1-345	70円
ケニア共和国	254	75円
コートジボワール共和国	225	80円
ココス・キリング諸島	61	20円
コスタリカ共和国	506	35円
コンゴ共和国	383	120円
コモロ連合	269	80円
コロンビア共和国	57	45円
コンゴ共和国	242	150円
コンゴ民主共和国	243	75円
サイパン	1-670	30円
サウジアラビア王国	966	80円
サモア独立国	685	80円
サントメ・プリンシペ民主共和国	239	200円

ザンビア共和国	260	70 円
サンピエール島・ミクロン島	508	50 円
サンマリノ共和国	378	60 円
シエラレオネ共和国	232	175 円
ジブチ共和国	253	125 円
ジブラルタル	350	90 円
ジャマイカ	1-876	75 円
シリア・アラブ共和国	963	110 円
シンガポール共和国	65	30 円
ジンバブエ共和国	263	70 円
スイス連邦	41	40 円
スウェーデン王国	46	20 円
スーダン共和国	249	125 円
スペイン	34	30 円
スペイン領北アフリカ	34	30 円
スリナム共和国	597	80 円
スリランカ民主社会主義共和国	94	75 円
スロバキア共和国	421	45 円
スロベニア共和国	386	100 円
赤道ギニア共和国	240	120 円
セネガル共和国	221	125 円
セルビア共和国	381	120 円
セントクリストファー・ネイビス連邦	1-869	79 円
セントビンセント及びグレナディーン諸島	1-784	80 円
セントヘレナ	290	250 円
セントルシア	1-758	80 円
ソマリア民主共和国	252	125 円
ソロモン諸島	677	159 円
タークス・カイコス諸島	1-649	80 円
タイ王国	66	45 円
大韓民国	82	30 円
台湾	886	30 円
タジキスタン共和国	992	60 円
タンザニア連合共和国	255	80 円
チェコ共和国	420	45 円
チャド共和国	235	250 円
中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	86	30 円
中央アフリカ共和国	236	127 円
チュニジア共和国	216	70 円
朝鮮民主主義人民共和国	850	129 円
チリ共和国	56	35 円
ツバル	688	120 円
デンマーク王国	45	30 円
ドイツ連邦共和国	49	20 円
トゴ共和国	228	110 円
トケラウ諸島	690	159 円
ドミニカ共和国	1-809、1-829、 1-849	35 円
ドミニカ国	1-767	112 円
トリニダード・トバゴ共和国	1-868	55 円
トルクメニスタン	993	110 円
トルコ共和国	90	45 円
トンガ王国	676	105 円
ナイジェリア連邦共和国	234	80 円
ナウル共和国	674	110 円
ナミビア共和国	264	80 円
ニウエ	683	159 円
ニカラグア共和国	505	55 円
ニジェール共和国	227	70 円
ニューカレドニア	687	100 円
ニュージーランド	64	25 円
ネパール連邦民主共和国	977	106 円
ノーフォーク島	672	79 円
ノルウェー王国	47	20 円
バレーン王国	973	80 円
ハイチ共和国	509	75 円
パキスタン・イスラム共和国	92	70 円
パチカン市国	39	20 円
パナマ共和国	507	55 円
バヌアツ共和国	678	159 円
バハマ国	1-242	35 円
バプアニューギニア独立国	675	50 円
バミューダ諸島	1-441	50 円
パラオ共和国	680	100 円
パラグアイ共和国	595	60 円
バルバドス	1-246	75 円
パレスチナ	970	30 円
ハワイ	1	9 円
ハンガリー共和国	36	35 円
バングラデシュ人民共和国	880	70 円
東ティモール民主共和国	670	126 円
フィジー共和国	679	50 円
フィリピン共和国	63	35 円
フィンランド共和国	358	30 円
ブータン王国	975	70 円
プエルトリコ	1-787、 1-939	40 円
フェロー諸島	298	75 円
フオーランド諸島	500	190 円
ブラジル連邦共和国	55	30 円
フランス共和国	33	20 円

フランス領ギアナ	594	50 円
フランス領ポリネシア	689	50 円
フランス領ワリス・フテュナ諸島	681	230 円
ブルガリア共和国	359	80 円
ブルキナファソ	226	80 円
ブルネイ・ダルサラーム国	673	62 円
ブルンジ共和国	257	70 円
米領サモア	1-684	50 円
米領バーキン諸島	1-340	20 円
ベトナム社会主義共和国	84	85 円
ベナン共和国	229	80 円
ベネズエラ・ボリバル共和国	58	50 円
ベラルーシ共和国	375	80 円
ベリーズ	501	55 円
ベルー共和国	51	55 円
ベルギー王国	32	20 円
ポーランド共和国	48	40 円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	387	60 円
ボツワナ共和国	267	75 円
ボリビア多民族国	591	55 円
ポルトガル共和国	351	35 円
香港	852	30 円
ホンジュラス共和国	504	65 円
マーシャル諸島共和国	692	110 円
マイヨット島	262	150 円
マカオ	853	55 円
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	389	80 円
マダガスカル共和国	261	160 円
マデイラ諸島	351	35 円
マラウイ共和国	265	127 円
マリ共和国	223	55 円
マルタ共和国	356	70 円
マルチニーク島	596	55 円
マレーシア	60	30 円
ミクロネシア連邦	691	79 円
南アフリカ共和国	27	75 円
南スーダン共和国	211	125 円
ミャンマー連邦共和国	95	90 円
メキシコ合衆国	52	35 円
モリシャス共和国	230	70 円
モリタニア・イスラム共和国	222	80 円
モザンビーク共和国	258	127 円
モナコ公国	377	25 円
モルディブ共和国	960	105 円
モルドバ共和国	373	101 円
モロッコ王国	212	70 円
モンゴル国	976	60 円
モンセラット	1-664	112 円
モンテネグロ	382	120 円
ヨルダン・ハシェミット王国	962	110 円
ラオス人民民主共和国	856	105 円
ラトビア共和国	371	90 円
リトアニア共和国	370	60 円
リビア	218	70 円
リビエンシュタイン公国	423	30 円
リベリア共和国	231	75 円
ルーマニア	40	60 円
ルクセンブルク大公国	352	35 円
ルワンダ共和国	250	125 円
レソト王国	266	70 円
レバノン共和国	961	112 円
レユニオン	262	70 円
ロシア	7	45 円

5.衛星電話

種別	国番号	通話料（1分ごと）
インマルサット-B	870	307 円
インマルサット-B-HSD	870	700 円
インマルサット-M	870	363 円
インマルサット-ミニ M/フリート/M4	870	209 円
インマルサット-BGAN/FBB	870	209 円
インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD	870	700 円
インマルサット-エアロ	870	700 円
インマルサット-M4-HSD/F-HSD	870	700 円
イリジウム	881-6、881-7	250 円
スラーヤ	882-16	175 円

第5表 その他の料金

区分	単位	料金
電話帳重複掲載	1掲載につき年間	550 円